

損害賠償請求事件(無償支援)の略式命令書

平成 18 年(い)第 41472 号

甲第8号証

略 式 命 令

被告人 阿 部 司

本籍(国籍等), 住居, 職業, 生年月日及び事件名は, 起訴状の記載を引用する。

主 文

被告人を罰金 200,000 円に処する。

この罰金を完納することができないときは, 金5,000円を1日に換算した期間(端数は1日に換算する。)被告人を労役場に留置する。

この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。

罪となるべき事実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

適用した法令

起訴状記載の罰条を引用するほか

刑法18条, 刑事訴訟法348条

平成 年 月 日

18.12.28
東京簡易裁判所

裁 判 官

吉 岡 俊 一

この略式命令に対しては, 告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。この場合, 被告人は, いつでも弁護人を選任することができ, 貧困その他の事由で弁護人を選任することができないときは, 弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

これは謄本である。

前同日同庁

裁判所書記官

井 出 充

